

付属資料 アンケート調査票

令和2年度食品産業における取引慣行の実態調査 調査票

一般財団法人 食品産業センター

食品産業における取引慣行の実態調査へのご協力のお願い

大規模小売業者と納入業者との間には、従来より大規模小売業者の優越的地位の濫用行為として、一方的な協賛金要請や従業員派遣要請等、多くの問題が指摘されております。公正取引委員会では、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為を規制する基本的ルールとして、従来の「百貨店業告示」を見直し、平成17年11月1日より「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)を施行しています。

<参考>

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/daikibokouri.html

(公正取引委員会ホームページ)

一般財団法人 食品産業センターでは、毎年、食品製造事業者と大規模小売業者との間における取引慣行の実態と問題点を把握し、その改善へ向けて公正取引委員会等とも連携をとりながら対応を検討していくため、本アンケート調査を実施し、その結果についても、公正取引委員会等に情報を提供しております。

本アンケートは、「株式会社東京商エリサーチ」の中より選ばせていただいた食品製造事業者1,700社様を対象にお送りしております。

つきましては、御多忙の折誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、本年の調査につきましても是非ともご協力下さいますようお願い申し上げます。

ご回答頂いた内容はコンピュータにより統計的に処理しますので、集計結果以外、貴社名や個人名が外部に出ることは一切ありません。

ご回答は、別冊の「回答編」にご記入の上、同封の返信用封筒にて、2月19日（金）までにポストに投函していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

本調査に関するお問い合わせは、下記のところまでお願い致します。

一般財団法人 食品産業センター

企画調査部 担当：池田

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

電話 : 03-3224-2379

FAX : 03-3224-2398

調査の流れは以下の通りです。

(P. 1) 貴社の概要 :	貴社の概要についてお伺いします。
↓	
(P. 2) 協賛金の要請 :	協賛金を要請されたことがあるか、それは妥当と感じるかどうか等をお伺いします。
↓	
(P. 4) センターフィーの要請 :	センターフィーを負担しているか、その根拠が示されているか、実質センターフィーを別の名目で要請されたことがあるか等をお伺いします。
↓	
(P. 7) 従業員派遣の要請 :	従業員の派遣を要請されたことがあるか、それはどのような業務か等をお伺いします。
↓	
(P. 10) 不当な値引き・特売商品等の買いたたき等 :	不当な値引きや特売商品等の買いたたきがあったか等をお伺いします。
↓	
(P. 11) 過度の情報開示の要求 :	ノウハウを含む過度に詳細な情報・社外秘情報などの開示が要求されたか等をお伺いします。
↓	
(P. 12) プライベート・ブランド(PB)商品に関する要請 :	小売業者のプライベート・ブランド(PB)商品の製造の受託に関して不当な要請等があったか等をお伺いします。
↓	
(P. 13) 新型コロナウイルス感染症拡大に關係した要請 :	新型コロナウイルス感染症拡大に關係して不当な要請等があったか等をお伺いします。
↓	
(P. 14) 独占禁止法改正について :	「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることは、ご存知かどうかお伺いします。
↓	
(P. 15) 全体を通じて :	以上の設問とは別に不当と思われる返品、欠品ペナルティ等、商慣習見直しに関して問題があると思われる具体的な事例また、以上の設問とは別に不当と思われる要請があったかについてお伺いします。

(貴社の概要) 貴社の概要についてお伺いします。

1-1 貴社は、

「百貨店、大型総合スーパー、食品スーパー、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、生協、ドラッグストア、通信販売」等の小売業者

(以降の問い合わせの業態については上記業態から選んで記入して下さい)

との取引がありますか？別冊の回答編の回答欄のいずれかから選んで下さい(「取引」には、帳合取引であっても貴社と小売業者との間で実質的な取引条件の交渉が行われている場合を含みます)。

「取引がある」と回答した事業者は、次ページ以降の質問にご回答下さい。

「取引がない」と回答した事業者は、別冊の回答編1ページ「ご記入者又は問い合わせ先」に貴社名をご記入の上、そのまま別冊の回答編をご返送下さい。

1-2 取引のある小売業者の業態を回答欄の中から選んで下さい。(該当するもの全てを○で囲んで下さい。「その他の小売業」については具体的な業態をご記入下さい。)

1-3 貴社の現在の資本金を回答欄の中から選んで下さい。(1つだけ○で囲んで下さい)

1-4 貴社の現在の総従業員数(除くパート、アルバイト)を回答欄の中から選んで下さい。
(1つだけ○で囲んで下さい)

1-5 貴社の直近の会計年度の売上高を回答欄の中から選んで下さい。
(1つだけ○で囲んで下さい)

1-6 貴社の業種(最も売上の大きいもの)を回答欄の中から選んで下さい。
(1つだけ○で囲んで下さい)

ご回答は、全て別冊の「回答編」にある回答欄 緑掛け部分に、ご記入下さい。

《協賛金の要請》

協賛金：大規模小売業者が、自己等のために、納入業者に本来提供する必要がない金銭、役務などを提供させ、又は当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務などを提供させることは、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」で禁止されています。

問1 小売業者(取引先)から最近1年間において、協賛金を要請されたことがありますか？

あった場合、その協賛金の種類は次のどれに該当しますか？(複数回答可)

また、その協賛金の要請に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 協賛金の種類：
- 1. 決算対策の協賛金
 - 2. 新規(改装)オープン協賛金(創業祭等催事の協賛金を含む)
 - 3. 新製品導入協力協賛金
 - 4. チラシ協賛金
 - 5. その他独自の協賛金

- 協賛金要請への対応：
- 6. 全て応じざるを得ない
 - 7. ほとんど応じている
 - 8. ケースバイケースで応じている
 - 9. ほとんど応じていない
 - 10. 全く応じない

<回答欄への記入方法>

- ・P.2の「1-2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別(A~I)に「該当選択肢」の当てはまる記号を○で囲んで下さい(P.2の「1-2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい)。
- ・「協賛金の種類」(1~5)は複数回答可、一方、「協賛金要求への対応」(6~10)は1つだけ選んで○で囲んで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

《問2～4は、協賛金を負担した事業者のみお答え下さい。

そうでない事業者は問5（P. 4）へ。》

問2 最近1年間において、小売業者（取引先）からの要請に応じて負担した協賛金と貴社の販売促進効果との関係は次のどれに該当しますか？

- 1. 協賛金は販促効果等と見合ったものである
- 2. 協賛金は販促効果等とほぼ見合ったものである
- 3. 協賛金は販促効果等と見合ったものではない
- 4. 趣旨等からみて本来提供する必要のない協賛金である、又は協賛金による販促効果等は期待できない、もしくは販促効果等は無い

<回答欄への記入方法>

- ・問1で「(2)あった」を選択した貴社が協賛金を負担した小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の1～4の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。（P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態、問1で「(1)協賛金の要請はなかった」を選択した協賛金の負担がなかった業態については何も記入しないで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問3 小売業者からの「見合ったものでない」と特に感じる協賛金の要請について、具体的にその事例をご紹介下さい。

当該要請を行った取引先小売業者の、①業態（P. 2の「1～2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④妥当でないと思われる金額の算定根拠等、⑤要請を断りにくい状況（事情）等が分かるように記述願います。

問4 一昨年に比べて、小売業者との取引金額に対する協賛金負担額の割合が、減った取引先の小売業者がありますか？

あった場合、その小売業者は、次のどの業態ですか？

- A 百貨店 B 大型総合スーパー C 食品スーパー D コンビニエンスストア
- E ディスカウントストア F 生協 G ドラッグストア H 通信販売
- I その他的小売業

また、その減った理由（改善策等）は次のどれに該当しますか？（複数回答可）

- 1. 協賛金による販促効果について社内での協議等を実施し、効果が見込めるもの以外は断わるようにしたため
- 2. 協賛金による販促効果について小売業者との協議等を実施したため
- 3. 優越的地位の濫用について小売業者の理解が深まったため
- 4. 小売業者からの強い要請が減り、断わることができるようになってきているため
- 5. 小売業者の新規・改装オープンや新商品の導入が減ってきてているため
- 6. その他

＜回答欄への記入方法＞

- ・回答欄(1)～(3)のうち、当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、「(1)協賛金の負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」を選択した場合は、該当する小売業者の業態（A～I）を明記し、その負担割合が減った理由（改善策等）について、該当選択肢の1～6の中から当てはまる番号を○で囲んで下さい。（複数回答可）

《センターフィーの要請》

センターフィー：量販店等が物流センターを設け、そこに一括納入することの代償として納入業者に求める支出金。協賛金と同様、当該納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭を提供させることは禁止されています。

問5 小売業者（取引先）に対し、センターフィー（卸売業からの補填要請等を含む）を負担していますか？ また、負担している場合、そのセンターフィーの要請に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 1) 物流センターは利用していないのでセンターフィーの負担はない
- 2) 物流センターを利用しているが、センターフィーの要請、負担はない
- 3) センターフィーの要請があり、負担している

- 対応：1. 全て応じざるを得ない
2. ほとんど応じている
3. ケースバイケースで応じている
4. ほとんど応じていない
5. 全く応じない

＜回答欄への記入方法＞

- ・P. 2の「1～2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・「3)負担有」を選択した場合は、1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

《問6～9は、センターフィーを負担している事業者のみお答え下さい。

そうでない事業者は問10（P. 6）へ》

問6 小売業者に対するセンターフィー（卸売業からの補填要請等を含む）の負担と、各店舗に配送せず、物流センターに一括納入することによる自社のコスト削減分との関係は次のどれに該当しますか？

- 1. 自社のコスト削減分を大幅に上回る負担である
- 2. 自社のコスト削減分を若干上回る負担である
- 3. コスト削減分に見合う負担である
- 4. 自社のコスト削減分を若干下回る負担である
- 5. 自社のコスト削減分を大幅に下回る負担である

<回答欄への記入方法>

- ・問5でセンターフィーの「3)負担有」を選択した小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態、問5で「1)利用無」を選択した取引はあるが物流センターを利用していない業態、あるいは、「2)負担無」を選択した物流センターを利用しているがセンターフィーの要請・負担がない業態については、何も記入しないで下さい。）。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問7 センターフィーの要請において、その金額の算出基準、根拠は明らかにされていますか？
明らかにされている場合は、その根拠をできるだけ具体的に（使用するセンターの機能に応じた、出入庫料・倉敷料・ピッキング料・店舗配送運賃等）記載して下さい。

当該小売業者の、①業態（P. 2の「1～2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④明らかにされている具体的根拠が分かるように記述願います。

問8 センターフィーの支払いについて、負担の内容が特に不当であると考えておられる事例について具体的にご紹介下さい。

当該小売業者の、①業態（P. 2の「1～2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④妥当でないと思われる金額の算定根拠等、⑤断りにくい状況（事情）等が分かるように記述願います。

問9 一昨年に比べて、小売業者との取引金額に対するセンターフィー負担額の割合が、減った取引先の小売業者がありますか？

あった場合、その小売業者は、次のどの業態ですか？

- A 百貨店 B 大型総合スーパー C 食品スーパー D コンビニエンスストア
 E ディスカウントストア F 生協 G ドラッグストア H 通信販売
 I その他的小売業

また、その減った理由（改善策等）は次のどれに該当しますか？（複数回答可）

1. センターフィーの負担とセンターに一括納入することによる自社のコスト削減分との関係について社内での協議等を実施し、効果が見込めるもの以外は断わるようになつたため
 2. センター利用による自社のコスト削減効果について小売業者との協議等を実施したため
 3. 優越的地位の濫用について小売業者の理解が深まつたため
 4. 小売業者からの強い要請が減り、断わることができるようになってきているため
 5. その他

<回答欄への記入方法>

- ・回答欄(1)～(3)のうち、当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、「(1)センターフィーの負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」を選択した場合は、該当する小売業者の業態（A～I）を明記し、その負担割合が減った理由（改善策等）について、該当選択肢の1～5の中から当てはまる番号を○で囲んで下さい。（複数回答可）

問10 小売業者（取引先）から、実質センターフィー（卸売業からの補填要請等を含む）の負担要請を別の名目で要請されたことがありますか？

あった場合はその内容をお知らせ下さい。

- 内容 : 1. 納品価格のダウンで要請された
2. 別の項目のリベート等で要請された
3. その他で要請された（具体的な要請内容を記入して下さい）

<回答欄への記入方法>

- ・P. 2の「1～2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・「2)あった」を選択した場合は、1～3の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

《問11は、別の名目で要請されたことがあった事業者のみお答え下さい。
そうでない事業者は問12へ》

問11 実質センターフィーを別の名目で要請されたことがあった時に、貴社はどのように対応されましたか？

- 対応：
1. 全て応じざるを得ない
 2. ほとんど応じている
 3. ケースバイケースで応じている
 4. ほとんど応じていない
 5. 全く応じない

<回答欄への記入方法>

- ・ P.2の「1-2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P.2の「1-2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・ なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

《従業員派遣の要請》

従業員派遣：売場応援のように自社商品の販売等のために従業員を派遣することですが、棚卸や陳列補充作業を小売側が労働力の不足を補うために一方的に要請し、派遣させることは禁止されています。

問12 小売業者（取引先）から、最近1年間において従業員派遣を要請されたことがありますか？
あった場合、その従業員派遣の要請に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 対応：
1. 全て応じざるを得ない
 2. ほとんど応じている
 3. ケースバイケースで応じている
 4. ほとんど応じていない
 5. 全く応じない

<回答欄への記入方法>

- ・ P.2の「1-2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P.2の「1-2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・ 「2)あった」を選択した場合は、1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・ なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

《問13～17は、従業員派遣を行った事業者のみお答え下さい。
そうでない事業者は問18（P.10）へ》

問13 貴社が小売業者からの要請に応じた従業員派遣において、派遣条件（日数、時間、業務内容、費用の負担等）に関する事前の協議はありましたか？

- 1. 十分な事前協議があった
- 2. 十分な事前協議はなかった
- 3. 交渉の余地無くほぼ一方的に決められた

<回答欄への記入方法>

- ・問12で「2)あった」を選択した貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P.2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態、問12で「1)ない」を選択した従業員派遣を行っていない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問14 要請された業務の内容は次のどれに該当しますか？（複数回答可）

内容 1. 自社商品の接客を伴う販売業務

- 2. 他社商品も含めた販売業務
- 3. 小売業者の店舗の新規・改装オープン等に際し、あらかじめ貴社の同意を得ることなく、一方的な要請による貴社商品の陳列・補充作業
- 4. 小売業者の店舗の新装・新規オープン等に際し、貴社商品のみの陳列・補充作業に従事させることとしていたのにもかかわらず、同業他社商品を含めた陳列・補充作業
- 5. 棚替え、棚卸し、店舗の清掃、整理等
- 6. 荷降ろし・積荷作業等
- 7. 駐車場整理、客の整理等
- 8. 社内事務、レジでの袋詰め等
- 9. その他

<回答欄への記入方法>

- ・問12で「2)あった」を選択した貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別（A～I）に「該当選択肢」の1～9の中から当てはまる番号をいくつでも○で囲んで下さい（P.2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態、問12で「1)ない」を選択した取引はあるが従業員派遣の要請がない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問 15 従業員派遣の要請に応じた時、日当、交通費などの費用は支給されましたか？

- 1. 妥当な額を受け取った
- 2. 受け取ったが妥当な額とはいえない
- 3. 提示はあったが、今後の取引関係等を考慮すると受け取れなかった
- 4. 提示はあったが、自社の方針等により受け取らなかった
- 5. 全く出なかった

<回答欄への記入方法>

- ・問 12 で 2) を選択した貴社が従業員派遣の要請に応じた小売業者について、業態別（A～I）に「該当選択肢」の1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P.2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問 16 貴社が小売業者からの要請に応じた従業員派遣や従業員派遣に関する覚書などの文書へのサイン等について、「妥当でない」と特に感じる要請について、具体的にその経緯をご記入下さい。

当該要請を行った取引先小売業者の、①業態（P. 2の「1～2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④妥当でないと思われる日当、交通費等の算定根拠等、⑤要請を断りにくい状況（事情）等が分かるように記述願います。

問 17 一昨年に比べて、小売業者との取引金額に対する従業員派遣による負担割合（派遣人数・頻度／取引金額）が、減った取引先の小売業者がありますか？

あった場合、その小売業者は、次のどの業態ですか？

- A 百貨店 B 大型総合スーパー C 食品スーパー D コンビニエンスストア
- E ディスカウントストア F 生協 G ドラッグストア H 通信販売
- I その他の小売業

また、その減った理由（改善策等）は次のどれに該当しますか？（複数回答可）

- 1. 従業員派遣による販促効果について社内での協議等を実施し、効果が見込めるもの以外は断わるようにしたため
- 2. 従業員派遣による販促効果について小売業者との協議等を実施したため
- 3. 優越的地位の濫用について小売業者の理解が深まったため
- 4. 小売業者からの強い要請が減り、断わることができるようになってきているため
- 5. 小売業者の新規・改装オープン等が減ってきているため
- 6. その他

<回答欄への記入方法>

- ・回答欄(1)～(3)のうち、当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、「(1)従業員派遣による負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」」を選択した場合は、該当する小売業者の業態（A～I）を明記し、その負担割合が減った理由（改善策等）について、「該当選択肢」の1～6の中から当てはまる番号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

《不当な値引き・特売商品等の買いたたき等》

昨今の食品の価格動向は消費者の低価格志向等により、「原料高の製品安」が懸念される状況にあります。

こうした中、「不当な値引き」や「特売商品等の買いたたき」等が行われていないか等について、お伺いします。

不当な値引き : 納入業者の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、大規模小売業者が納入業者から商品購入後に、納入価格の値引きを当該納入業者にさせることは禁止されています。

特売商品等の買いたたき : 特売等の用に供する商品について、当該商品と同種の商品に係る自己等への通常の納入価格に比べて著しく低い価格を一方的に決めて納入させることは禁止されています。

【不当な値引き】(事後値引き)

問18 小売業者（取引先）から、最近1年間において「不当な値引き」（事後値引き）を要求されたことがありますか？

あつた場合、その要求に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 対応:
1. 全て応じざるを得ない
 2. ほとんど応じている
 3. ケースバイケースで応じている
 4. ほとんど応じていない
 5. 全く応じない

<回答欄への記入方法>

- ・P. 2の「1～2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい (P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい)。
- ・「2)あつた」を選択した場合は、1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

【特売商品等の買いたたき】

問 19 小売業者（取引先）から最近1年間において、「特売商品等の買いたたき」をされたことがありますか？ あった場合、その要求に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 対応： 1. 全て応じざるを得ない
2. ほとんど応じている
3. ケースバイケースで応じている
4. ほとんど応じていない
5. 全く応じない

＜回答欄への記入方法＞

- ・ P. 2 の「1-2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P. 2 の「1-2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・ 「2) あった」を選択した場合は、1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・ なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。

問 20 小売業者からの「不当な値引き」（事後値引き）や「特売商品等の買いたたき」について、要求や負担の内容が特に不当であると考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。

また、納入価格の交渉全般において、要求や負担の内容が特に不当であると考えておられる事例があれば、具体的にご紹介下さい。

当該要求を行った取引先小売業者の、①業態（P. 2 の「1-2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④不当であると思われる要求や負担の内容等、⑤要求を断りにくい状況（事情）等が分かるよう記述願います。

《過度の情報開示の要求》

過去の本調査では、「安心・安全の名の下にノウハウを含む仕様書の開示を要求された」、「社外秘としている配合割合等の開示を要求された」などの回答や、「開示した情報を元に小売業の関連会社で類似品を生産された」といった回答も寄せられています。

平成20年4月の加工食品品質表示基準の改正による業者間取引での品質表示の義務化を背景に、小売業者が納入業者に対して過度に詳細な情報の開示を要求していないか等についてお伺いします。

問 21 小売業者（取引先）から最近1年間において、「ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報」などの開示を要求されたことがありますか？

あった場合、その要求に対して貴社はどのように対応されましたか？

- 対応： 1. 全て応じざるを得ない
2. ほとんど応じている
3. ケースバイケースで応じている
4. ほとんど応じていない
5. 全く応じない

また、その内容が特に不当であると考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。

<回答欄への記入方法>

- ・P. 2の「1～2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に、「該当選択肢」の当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい（P. 2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。
- ・「2)あった」を選択した場合は、1～5の中から当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、一つの業態の中で複数の取引がある場合は、その業態に特徴的な選択肢に○をご記入下さい。
- ・特に不当であると考えておられる事例がある場合は、当該要求を行った取引先小売業の業態、事業展開、所在地、不当であると思われる理由、要求を断りにくい状況（事情）等について、具体的にご紹介下さい。

《プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請》

消費者の低価格志向等に対応した小売業者等のPB商品（注）市場が拡大し、食品製造事業者において、小売業者等のPB商品の製造を受託するケースが増加してきています。

こうした中、過去の本調査においても、「価格交渉に応じない」、「見積もり通りのロット製造ができない」等、PB商品に関して不当であると感じる要請等を小売業者から受けたとの回答があります。

（注）PB商品：小売業者等が商品開発したものを製造業者に製造を委託し、小売業者等が独自ブランドで販売する商品。ただし、小売業者等と製造業者の共同開発あるいは製造業者の商品提案による場合も含む。

問22 貴社は、最近1年間において、小売業者等のPB商品の製造を受託し、その受託に関して、その小売業者等から不当であると感じる要請等を受けたことがありますか？

あつた場合、その小売業者は、次のどの業態ですか？

- A 百貨店 B 大型総合スーパー C 食品スーパー D コンビニエンスストア
E ディスカウントストア F 生協 G ドラッグストア H 通信販売
I その他的小売業

また、その不当であると感じる要請等は、次のどれに該当しますか？（複数回答可）

1. 原価構成や製造工程に係る情報など、開示することにより価格交渉等において不利な立場に立つ（納入価格の引下げ等）こととなる情報の開示を取引条件として求められる
2. ナショナル・ブランド（NB）商品と同水準の原材料の使用を求めるにもかかわらず、取引価格についてはNB商品より著しく低い価格での取引を要請される
3. 利益率が低い等により、PB商品の製造委託の要請を断ろうとしたところ、NB商品の取引の中止、取引数量の減少をちらつかせ、製造委託に応じるように要請される
4. 契約通りの生産ロットを守らない、見積もり時よりも小ロット対応を求められる等生産ロットに関する要請をされる。
5. その他の要請等

＜回答欄への記入方法＞

- ・下記回答欄(1)～(3)のうち、当てはまる番号を1つだけ○で囲んで下さい。
- ・なお、「(1)小売業者のPB商品の製造を受託しており、不当であると感じる要請等が「あつた」を選択した場合は、該当する小売業者の業態（A～I）を明記し、その不当であると感じる要請等について、該当選択肢の1～5の中から当てはまる番号を○で囲んで下さい。
(複数回答可)
- ・また、「(3)小売業者のPB商品の製造は、受託していない」を選択した場合で、小売業者のPB商品の製造は、実際に受託していないが、不当であると感じる要請等があった場合は、その要請等を行った小売業者の業態（A～I）と、その具体的な要請等の内容についてご紹介下さい。

＜新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請＞

新型コロナウイルス感染症について、現在も感染拡大防止に最大の注意を払いながらの経済活動を強いられている状況です。昨年4月に緊急事態宣言が発令されて以降、「巣ごもり消費」の影響で家庭での需要が増え、食品小売業の店頭では商品の品切れや品薄が多発しました。

新型コロナウイルス感染症拡大に関係して、小売業者より不当な要請等が行われていないか、お伺いします。

問23 新型コロナウイルス感染症拡大に関係して、小売業者より不当であると思われる要請等がありましたか？

あつた場合、その小売業者は、次のどの業態ですか？

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|--------------|
| A 百貨店 | B 大型総合スーパー | C 食品スーパー | D コンビニエンスストア |
| E ディスカウントストア | F 生協 | G ドラッグストア | H 通信販売 |
| I その他的小売業 | | | |

＜回答欄への記入方法＞

- ・P.2の「1～2」で選択した貴社と取引のある小売業者について、業態別（A～I）に「該当選択肢」の当てはまる番号を○で囲んで下さい（P.2の「1～2」で選択しなかった貴社と取引のない業態については何も記入しないで下さい）。

《問24は、不当だと思われる要請があった事業者のみお答え下さい。
そうでない事業者は問25（P.14）へ》

問24 貴社が小売業者からの要請について、「不当だ」と特に感じる要請について、具体的にその内容と貴社の対応等をご紹介下さい。

当該要請を行った取引先小売業者の、①業態（P.2の「1～2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、及び④不当だと思われる要請等、⑤その要請に対する貴社の対応等を記述願います。

《独占禁止法改正について》

令和元年6月に独占禁止法が改正され、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるようになりました。(令和元年7月26日、令和2年1月1日、同年12月25日の三段階で施行)。

なお、「優越的地位の濫用」行為は平成21年6月の改正により、すでに課徴金の対象となっております。

令和元年独占禁止法改正による新制度について（概要編）

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index_files/09gaiyou.pdf

問25 「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることはご存知ですか？

(平成21年6月の独占禁止法改正)

(1つだけ○で囲んでください)

【参考】

《「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」について》

平成21年6月の独占禁止法改正により、「優越的地位の濫用」行為も課徴金の対象となり、違反行為に係る取引額の1%が課徴金として課せられるよう罰則が強化されました。

そこで、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、公正取引委員会は、独占禁止法第2条第9項5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、平成22年11月に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しました。

(参考) 詳細は以下の公正取引委員会ホームページをご参照下さい。

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichi.pdf

https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/backnumber/2010/20101207_files/10113001sanko.pdf

《全体を通じて》 *新型コロナウイルス感染症拡大に關係した要請等は問24にご記入下さい。

問26

1. 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」では、返品について、「取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該取引の相手方との間で明確になっておらず、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。」とされています。

近年の取引において不当であると思われる小売業者（取引先）からの返品があれば、それについて具体的にご紹介下さい。

また、卸売業者からの返品についても不当であると思われる返品があれば、それについてもご記入下さい。

当該要求を行った小売業者の、①業態（P. 2の「1-2」の業態から記入して下さい）、卸売業者の場合は卸売業と記入して下さい。②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、④不当であると思われる返品の内容等、⑤要請に対してどのように対応したか、状況（事情）等が分かるように記述願います。

2. 自然災害等により交通インフラや建物・設備の損害等が発生したため、又はその他不可抗力と思われる事によって商品の納品が出来なくなったことに対しての欠品ペナルティや不当であると思われる要請等があれば、それについて具体的にご紹介下さい。

当該要求を行った小売業者の、①業態（P. 2の「1-2」の業態から記入して下さい）、卸売業者の場合は卸売業と記入して下さい。②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、④欠品ペナルティや不当であると思われる要請の内容等、⑤要請に対してどのように対応したか、状況（事情）等が分かるように記述願います。

3. 昨年3月に「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。基本的な方針の中で、食品卸売・小売業者に求められる役割と行動として「サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。」とされています。

商慣習の見直しが行われた事例、また、商慣習の見直しが進まない事例、商慣習の見直しに関して問題があると思われる事例等があれば、具体的にご紹介下さい。

当該小売業者の、①業態（P. 2の「1-2」の業態から記入して下さい）、②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、④具体的な見直し事例、進まない事例、⑤商慣習見直しに関して問題があると思われる事例等があれば記述願います。

4. 以上の設問とは別に、近年の取引においてバイイングパワーの不当な行使ではないかと考えられる小売業者（取引先）からの要請（「特別注文品の受領拒否」「押し付け販売」「従業員の不当使用」「不当な経済上の利益の收受」（POS等システムの負担等））、並びにその他の不当であると考えられる要請（例えば、棚割を確保するための値引き等の取引条件の要求、新しい要求の形態で不当であると思われるもの）、また、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が本年3月で失効しますが、それに関して不当であると思われる要請等があれば、それらについて具体的にご紹介下さい。

また、卸売業者のバイイングパワーの不当な行使ではないかと考えられる要請があれば、それについてもご記入下さい。

当該要求を行った小売業者の、①業態（P. 2の「1-2」の業態から記入して下さい）、卸売業者の場合は卸売業と記入して下さい。②事業展開（全国展開、地域ブロック、県内など）、③所在地（県名など）、④不当であると思われる要請の内容等、⑤要請に対してどのように対応したか、状況（事情）等が分かるように記述願います。

問 27 平成17年に大規模小売業告示とその運用基準が施行されるとともに、さらに、平成21年6月には改正独占禁止法が成立し、優越的地位の濫用行為が課徴金の対象となるなど、取引慣行の改善に向けた取組みが強化されています。また、小売業界でも納入業者とのより公正な取引を目指して、関連法等の周知徹底に取り組んでいます。

貴社の小売業者との取引において、最近3年位の間にこれら取引慣行に関して小売業側に改善が認められますか？ （1つだけ○で囲んで下さい）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【参考資料】

《消費税 インボイス制度》

令和3年10月1日から登録申請書受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf （こちらのパンフレットは同封してあります。） 国税庁

《食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者の公表》

農林水産省は、食品ロスを削減するため、補助事業にて製造業・卸売業・小売業の話し合いの場となる「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（事務局：公益財団法人流通経済研究所）を設置し、「納品期限の緩和」、「賞味期限表示の大括り化」といった商慣習見直しの取組を推進しています。全国各地域でできる限り多くの事業者が商慣習見直しに取り組むために、昨年10月30日の食品ロス削減の日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、推奨3品目（注）について、食品小売業者における納品期限の緩和と食品製造業者における賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）を呼びかけてきました。

昨年10月末時点の取組事業者名と取組内容をまとめ、公表しました。

（注）上記ワーキングチームにおいて、有識者を交えた検討会や実証実験の結果を基に、納品期限を緩和しても小売店舗で廃棄増加等のリスクが少ない品目であるとした飲料、賞味期限180日以上の菓子、カップ麺の3品目。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyo/201030.html>

農林水産省

《消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ & A》

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）は、令和3年3月31日限りで、その効力を失うこととされている。

他方、同法の失効後においても、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の問題となり得る。また、資本金の額及び取引の内容から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の対象となる場合において、発注者である親事業者が、取引先である下請事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、下請法上の問題となり得る。このため、消費税転嫁対策特別措置法の失効後においては、消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法違反行為及び下請法違反行為に対し、厳正に対処することとしている。

消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ & A形式で示すこととする。

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>

公正取引委員会

令和2年度食品産業における取引慣行の実態調査

【回答編】

＜目次＞

貴社の概況（1－1～6）	・・・	P. 1
協賛金の要請（問1～4）	・・・	P. 3
センターフィーの要請（問5～11）	・・・	P. 5
従業員派遣の要請（問12～17）	・・・	P. 9
不当な値引き・特売商品等の買いたたき等 （問18～20）	・・・	P. 12
過度の情報開示の要求（問21）	・・・	P. 13
PB商品に関する要請（問22）	・・・	P. 14
新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請 （問23～24）	・・・	P. 15
独占禁止法の改正の認知（問25）	・・・	P. 16
全体を通じて（問26）	・・・	P. 16
取引慣行に関する小売業側の改善（問27）	・・・	P. 17

こちらの回答編のみをご返送下さい。

※調査内容について、不明な点があった場合、こちらからご連絡させていただく場合がございますので、ご記入者又は問い合わせ先をご記入下さい。なお、ご記入いただいた個人情報は本調査の問い合わせ以外には使用いたしません。

(ご記入者又は問い合わせ先)

フリガナ		
会社名		
所在地	〒	
本調査票に 関する 問い合わせ先	所属部署・役職	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

《貴社の概要》

1－1 《取引の有無》

回答欄 (1つだけ○で囲んで下さい)

- 1) 取引がある
- 2) 取引がない

「取引がある」と回答した事業者は、次ページ以降の質問にご回答下さい。

「取引がない」と回答した事業者は、上記「ご記入者又は問い合わせ先」に貴社名をご記入の上、
そのまま本回答編をご返送下さい。

1-2 《取引のある小売業者の業態》

- 回答欄 A) 百貨店 B) 大型総合スーパー C) 食品スーパー D) コンビニエンスストア
E) ディスカウントストア F) 生協 G) ドラッグストア H) 通信販売
I) その他的小売業 ()

1-3 《資本金》

- 回答欄 1) 1,000万円未満 2) 1,000万円～3,000万円未満
3) 3,000万円～5,000万円未満 4) 5,000万円～1億円未満
5) 1億円～3億円未満 6) 3億円～10億円未満
7) 10億円～100億円未満 8) 100億円以上

1-4 《従業員数》

- 回答欄 1) 30人未満 2) 30人～50人未満
3) 50人～100人未満 4) 100人～300人未満
5) 300人～500人未満 6) 500人～1,000人未満
7) 1,000人～3,000人未満 8) 3,000人以上

1-5 《売上高》

- 回答欄 1) 1億円未満 2) 1億円～10億円未満
3) 10億円～50億円未満 4) 50億円～100億円未満
5) 100億円～500億円未満 6) 500億円～1,000億円未満
7) 1,000億円～5,000億円未満 8) 5,000億円以上

1-6 《業種》

回答欄

- | | | |
|----------------------|-------------|------------|
| 1) 肉製品 | 9) 食酢 | 18) 冷凍調理食品 |
| 2) 乳製品 | 10) その他の調味料 | 19) そう菜 |
| 3) 水産食料品 | 11) 精糖 | 20) レトルト食品 |
| 4) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 | 12) 精穀・製粉 | 21) その他食料品 |
| | 13) パン | 22) コーヒー |
| 5) 野菜漬物 | 14) 菓子 | 23) その他飲料 |
| 6) 味噌 | 15) 動植物油脂 | 24) その他 |
| 7) 醤油 | 16) めん類 | |
| 8) ソース | 17) 豆腐 | |

《協賛金の要請》

問1 《協賛金要請の有無、対応》

回答欄

(回答例)

該 当 選 択 肢

I その他の小売業

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

以降の質問は、P. 2の「1－2」で「取引がある」と回答した小売業者について、

業態別にお答え下さい。

<記入欄>

該 当 選 択 肢

A 百貨店

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

B 大型総合スーパー

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

C 食品スーパー

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

D コンビニエンスストア

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

E ディスカウントストア

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

F 生協

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

G ドラッグストア

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

H 通信販売

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

I その他の小売業

(1) 協賛金の要請はなかった

(2) あった (協賛金の種類 : 1

2
7

3
8

4
9

5
10

(要請への対応 : 6

問2 『協賛金と販売促進効果との関係』

回答欄

(回答例)		該当選択肢			
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業		(1	2	<input checked="" type="radio"/> 3) 4)
<記入欄>		該当選択肢			
A 百貨店		(1	2	3) 4)
B 大型総合スーパー		(1	2	3) 4)
C 食品スーパー		(1	2	3) 4)
D コンビニエンスストア		(1	2	3) 4)
E ディスカウントストア		(1	2	3) 4)
F 生協		(1	2	3) 4)
G ドラッグストア		(1	2	3) 4)
H 通信販売		(1	2	3) 4)
I その他の小売業		(1	2	3) 4)

問3 『具体的事例』

回答欄 ①業態 ()
②事業展開 () ③所在地 ()
④算定根拠等 ()
⑤状況等 ()

問4 『協賛金負担額の割合が減った理由』

回答欄

(1) 協賛金の負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」

(回答例)		該当選択肢						
業態 (I)	理由 (<input type="radio"/> 1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4	5	6)	
<記入欄>		該当選択肢						
業態 ()		理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)
↓		(具体的に :)						
業態 ()		理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)
↓		(具体的に :)						
業態 ()		理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)
↓		(具体的に :)						

(2) 協賛金の負担割合が減った取引先の小売業者は「ない」

(3) 「わからない」

『センターフィーの要請』

問5 『センターフィーの要請に対する対応』

回答欄

(回答例)		該当選択肢						
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業	1) 利用無	2) 負担無	<input checked="" type="radio"/> 3) 負担有 (1	2	<input checked="" type="radio"/> 3	4	5)
<記入欄>		該当選択肢						
A 百貨店	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
C 食品スーパー	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
F 生協	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
G ドラッグストア	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
H 通信販売	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)
I その他の小売業	1) 利用無	2) 負担無	3) 負担有 (1	2	3	4	5)

問6 『センターfiner負担とコスト削減分との関係』

回答欄

<u>(回答例)</u>		該当選択肢				
I その他の小売業		(1)	(2)	3	4	5)
<記入欄>		該当選択肢				
A 百貨店		(1)	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー		(1)	2	3	4	5)
C 食品スーパー		(1)	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア		(1)	2	3	4	5)
E ディスカウントストア		(1)	2	3	4	5)
F 生協		(1)	2	3	4	5)
G ドラッグストア		(1)	2	3	4	5)
H 通信販売		(1)	2	3	4	5)
I その他の小売業		(1)	2	3	4	5)

問7 『センターfinerの算出基準、根拠』

回答欄 ① 明らかにされていない

2. 明らかにされている → ①業態()

②事業展開() ③所在地()

④具体的根拠()

()

問8 『具体的事例』

回答欄 ①業態()

②事業展開() ③所在地()

④算定根拠等()

()

⑤状況等()

()

()

問9 『センターフィー負担額の割合が減った理由』

回答欄

(1) センターフィーの負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」

<u>(回答例)</u>	<u>該 当 選 択 肢</u>				
業態 (I) 理由 (1 2 3 4 5)					

<u><記入欄></u>	<u>該 当 選 択 肢</u>				
業態 () 理由 (1 2 3 4 5)					
(具体的に :)					
業態 () 理由 (1 2 3 4 5)					
(具体的に :)					
業態 () 理由 (1 2 3 4 5)					
(具体的に :)					

(2) センターフィーの負担割合が減った取引先の小売業者は「ない」

(3) 「わからない」

問10 《実質センターフィーを別名目での要請の有無》

回答欄

(回答例)		該当選択肢		
I その他の小売業		1)ない	2)あった(1	<input checked="" type="radio"/> 2)
<記入欄>		該当選択肢		
A 百貨店		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
B 大型総合スーパー		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
C 食品スーパー		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
D コンビニエンスストア		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
E ディスカウントストア		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
F 生協		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
G ドラッグストア		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
H 通信販売		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				
I その他の小売業		1)ない	2)あった(1	<input type="radio"/> 2 <u>3</u>)
(具体的に : _____)				

問 11 《実質センターフィーを別名目での要請に対する対応》

回答欄

(回答例)		該 当 選 択 枝				
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業		(1	2	<input checked="" type="radio"/> 3	4	5)
<記入欄>		該 当 選 択 枝				
A 百貨店		(1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー		(1	2	3	4	5)
C 食品スーパー		(1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア		(1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア		(1	2	3	4	5)
F 生協		(1	2	3	4	5)
G ドラッグストア		(1	2	3	4	5)
H 通信販売		(1	2	3	4	5)
I その他の小売業		(1	2	3	4	5)

《従業員派遣の要請》

問 12 《従業員派遣要請の有無、対応》

回答欄

(回答例)		該 当 選 択 枝					
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業	1)ない	<input checked="" type="radio"/> 2)あつた	(1	2	<input checked="" type="radio"/> 3	4	5)
<記入欄>		該 当 選 択 枝					
A 百貨店	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
C 食品スーパー	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
F 生協	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
G ドラッグストア	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
H 通信販売	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)
I その他の小売業	1)ない	2)あつた	(1	2	3	4	5)

問 13 《従業員派遣の条件に関する事前協議の程度》

回答欄

(回答例)		該 当 選 択 肢		
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業	(1	<input checked="" type="radio"/> 2	3)	
<記入欄>		該 当 選 択 肢		
A 百貨店	(1	2	3)	
B 大型総合スーパー	(1	2	3)	
C 食品スーパー	(1	2	3)	
D コンビニエンスストア	(1	2	3)	
E ディスカウントストア	(1	2	3)	
F 生協	(1	2	3)	
G ドラッグストア	(1	2	3)	
H 通信販売	(1	2	3)	
I その他の小売業	(1	2	3)	

問 14 《要請された業務内容》

回答欄

(回答例)		該 当 選 択 肢									
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業	(1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4	5	<input checked="" type="radio"/> 6	7	<input checked="" type="radio"/> 8	9)		
<記入欄>		該 当 選 択 肢									
A 百貨店	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
B 大型総合スーパー	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
C 食品スーパー	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
D コンビニエンスストア	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
E ディスカウントストア	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
F 生協	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
G ドラッグストア	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
H 通信販売	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		
I その他の小売業	(1	2	3	4	5	6	7	8	9)		

上記の選択肢「9. その他」の業務の内容について、具体的にご記入下さい

問 15 《従業員派遣要請時の費用支給》

回答欄

(回答例)		該当選択肢				
<input checked="" type="radio"/> I その他の小売業		(1	2	3	<input checked="" type="radio"/> 4	5)
<記入欄>		該当選択肢				
A 百貨店		(1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー		(1	2	3	4	5)
C 食品スーパー		(1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア		(1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア		(1	2	3	4	5)
F 生協		(1	2	3	4	5)
G ドラッグストア		(1	2	3	4	5)
H 通信販売		(1	2	3	4	5)
I その他の小売業		(1	2	3	4	5)

問 16 《具体的な事例》

回答欄 ①業態()
 ②事業展開()③所在地()
 ④算定根拠等()
 ⑤状況等()

問 17 《従業員派遣による負担割合が減った理由》

回答欄

(1) 従業員派遣による負担割合が減った取引先の小売業者が「あった」

(回答例)		該当選択肢				
業態 (I) 理由 (1	<input checked="" type="radio"/> 2	3	4	<input checked="" type="radio"/> 5	6)	
<記入欄>		該当選択肢				
業態 () 理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)	
↓ (具体的に :)						
業態 () 理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)	
↓ (具体的に :)						
業態 () 理由 (1	2	3	4	5	<u>6</u>)	
↓ (具体的に :)						

(2) 従業員派遣による負担割合が減った取引先の小売業者は「ない」

(3) 「わからない」

《不当な値引き・特売商品等の買いたたき等》

【不当な値引き】(事後値引き)

問 18 《「不当な値引き」要求の有無、対応》

回答欄

(回答例)		該当選択肢					
I その他の小売業		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
<記入欄>		該当選択肢					
A 百貨店		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
C 食品スーパー		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
F 生協		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
G ドラッグストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
H 通信販売		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
I その他の小売業		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)

【特売商品等の買いたたき】

問 19 《「特売商品等の買いたたき」要求の有無、対応》

回答欄

(回答例)		該当選択肢					
I その他の小売業		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
<記入欄>		該当選択肢					
A 百貨店		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
C 食品スーパー		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
E ディスカウントストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
F 生協		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
G ドラッグストア		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
H 通信販売		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)
I その他の小売業		1)ない	2)あった (1	2	3	4	5)

問 20 《具体的事例》

回答欄 ①業態 ()
②事業展開 () ③所在地 ()
④不当であると思われる内容等 ()
⑤状況等 ()

《過度の情報開示の要求》

問 21 《過度に詳細な情報・社外秘情報などの開示要求の有無、対応、具体的な事例》

回答欄

(回答例)	該当選択肢					
I その他の中堅業	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
<記入欄>	該当選択肢					
A 百貨店	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
B 大型総合スーパー	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
C 食品スーパー	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
D コンビニエンスストア	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
E ディスカウントストア	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
F 生協	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
G ドラッグストア	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
H 通信販売	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)
I その他の中堅業	1)ない	2)あった(1)	2	3	4	5)

特に、不当であると考えておられる事例について、具体的にご紹介下さい。

要求を断れば取引条件を不利にする等を示唆されたり、意に反して提供した社外秘情報により他社にノウハウが流出した等、経済的に不利益を被る状況があれば、それらも含めて記述して下さい。

業態 () ← A～I のいずれかを記載
事業展開 () ← 全国展開、地域ブロック、県内などを記載
所在地 () ← 県名などを記載

具体的に（不当であると思われる理由、要求を断りにくい状況（事情）等）：

《プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請》

問 22 《PB商品の製造受託の有無、不适当であると感じる要請の有無、具体的な事例》

回答欄

(1) 小売業者のPB商品の製造を受託しており、不适当であると感じる要請等が「あった」

(回答例)	該当選択肢				
業態（I）不适当であると感じる要請等（ <input checked="" type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input checked="" type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4 <input type="radio"/> 5）					
<記入欄>					
業態（　　）不适当であると感じる要請等（ <input type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4 <input checked="" type="radio"/> 5）	該当選択肢				
具体的に：					
業態（　　）不适当であると感じる要請等（ <input type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4 <input checked="" type="radio"/> 5）	該当選択肢				
具体的に：					
業態（　　）不适当であると感じる要請等（ <input type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4 <input checked="" type="radio"/> 5）	該当選択肢				
具体的に：					
業態（　　）不适当であると感じる要請等（ <input type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4 <input checked="" type="radio"/> 5）	該当選択肢				
具体的に：					

(2) 小売業者のPB商品の製造を受託しているが、不适当であると感じる要請等は「ない」

(3) 小売業者のPB商品の製造は、受託していない。

なお、小売業者からPB商品の製造委託の依頼があった際、不适当であると感じる要請等があった場合は、その具体的な内容を記述して下さい。

業態（　　）← A～Iのいずれかを明記					
具体的に：					

《新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請》

問 23 《新型コロナウイルス感染症拡大に関係して、不当であると思われる要請の有無》

回答欄

(回答例)	該当選択肢
I その他的小売業	1)ない 2)あった)
<記入欄>	該当選択肢
A 百貨店	1)ない 2)あった
B 大型総合スーパー	1)ない 2)あった
C 食品スーパー	1)ない 2)あった
D コンビニエンスストア	1)ない 2)あった
E ディスカウントストア	1)ない 2)あった
F 生協	1)ない 2)あった
G ドラッグストア	1)ない 2)あった
H 通信販売	1)ない 2)あった
I その他的小売業	1)ない 2)あった

問 24 《具体的な事例》

回答欄 ①業態()
②事業展開() ③所在地()
④不当だと思われる要請等()

)

⑤貴社の対応等()

)

回答欄 ①業態()
②事業展開() ③所在地()
④不当だと思われる要請等()

)

⑤貴社の対応等()

)

《独占禁止法改正について》

問 25 《独占禁止法の改正の認知》

回答欄 1. 知らない

2. 業界団体等製造者側から聞いて（読んで）知っている
3. 関係官公庁から聞いて（読んで）知っている
4. 小売業側から聞いて（読んで）知っている
5. 上記以外から聞いて（読んで）知っている（具体的にどこからかご記入下さい）

《全体を通じて》 *新型コロナウイルス感染症拡大に關係した要請等は問 24 にご記入下さい。

問 26 《返品、欠品ペナルティ等、商慣習見直し、具体的事例》

回答欄

1. ①業態()

②事業展開()③所在地()

④不当であると思われる返品の内容等()

⑤状況（事情）等()

2. ①業態()

②事業展開()③所在地()

④欠品ペナルティや不当であると思われる要請の内容等()

⑤状況（事情）等()

3. ①業態 ()
②事業展開() ③所在地()
④商慣習見直しの具体的な事例、見直しが進まない事例 ()

⑤問題があると思われる事例等 ()

4. ①業態 ()
②事業展開() ③所在地()
④不当であると思われる内容等 ()

⑤状況（事情）等 ()

問 27 〈取引慣行に関する小売業側の改善〉

回答欄	1. かなりの改善が認められる 2. ある程度の改善が認められる 3. ほとんど改善が認められない 4. 改善よりも、むしろ悪化している
------------	---

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

今後、本回答編への回答内容について、当センターの担当者が確認させていただいたり、お話しを伺う場合がございますので、本回答用紙のコピーをとり、保管をお願いいたします。
ご協力のほど何卒よろしくお願ひいたします。

**令和2年度
食品産業における取引慣行の実態調査報告書**

発行 令和3年6月

発行者 一般財団法人 食品産業センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3階
TEL. 03-3224-2379 FAX. 03-3224-2398

本報告書の内容は、食品産業センターホームページ
<https://www.shokusan.or.jp/>でもご覧いただけます

(禁無断転載)